



串本町は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

串本町第2次まち・ひと・しごと創生 総合戦略

2021～2025



令和3(2021)年3月

目 次

【序 論】

第1章 総合戦略の策定にあたって	2
1 基本的な考え方と政策5原則	2
2 長期総合計画との関係	3
3 計画期間	3
4 重要業績評価指標（KPI）による目標設定と進捗管理体制	3
第2章 総合戦略の方向	4
1 串本町の基本目標と国の基本目標の関係性	4
2 SDGsとの関係	4
3 施策の体系	5

【第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略】

基本目標I 安全・安心のまち	8
1 災害に強いまちづくりの推進	8
2 生活の安心安全体制の充実	10
3 住宅環境の整備	12
4 地域交通網の充実	14
5 水道施設の整備	16
6 ICT基盤の整備促進	18
基本目標II 健やかで笑顔あふれるまち	20
1 地域医療・保健・福祉の充実	20
2 高齢化社会への対応	24
3 出会い・結婚支援	26
4 出産・子育て支援	28
基本目標III 郷土愛あふれる教育のまち	30
1 学校教育の充実	30
2 生涯学習・スポーツの推進	32
3 青少年健全育成の推進	34
4 文化交流の推進	36
5 歴史・文化・芸術の振興	38

基本目標IV　いきいきと活力あふれるまち	40
1 農林水産業の活性化	40
2 商業・産業の活性化	42
3 観光振興による地域経済活性化	44
4 U I J ターン串本暮らしの推進	46
5 地域資源を活かした交流の推進	48
6 若者の就業支援と後継者育成	50
 基本目標V　自然と共生やさしいまち	 52
1 循環型社会の形成促進	52
2 環境保全対策の推進	54
 基本目標VI　手をとりあい共に歩むまち	 56
1 町民協働のまちづくり推進	56
2 人権尊重・男女共同参画社会の形成	58
3 時代に合った効率的な行政運営	60

【資料編】

SDGs (Sustainable Development Goals)	64
--------------------------------------	----

序　論

第1章 総合戦略の策定にあたって

1. 基本的な考え方と政策5原則

(1) 基本的な考え方

平成27(2015)年10月に策定した「串本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第1次総合戦略」)は、令和3(2021)年度に最終年度を迎える(令和2(2020)年3月に計画期間を1年延長)、今回、計画をより発展させ、長期総合計画と連動する形を目指し、「串本町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「第2次総合戦略」)を策定します。

わが国が直面している人口減少、少子高齢化は依然として深刻な状況であり、国だけでなく、都道府県、市町村が連携し長期間にわたり取り組まなければならない問題です。しかし、これらの問題は地域によって状況が異なり、それぞれの地域特性に沿って強みを活かし、問題解決に向かって地域全体が同一の方向で対策を講じていく必要があります。

のことから、第1次総合戦略を検証し発展させていくとともに、町の最上位計画である長期総合計画と同じベクトルをもった施策を展開できるように、第2次総合戦略を策定します。

(2) 政策5原則

国は「まち・ひと・しごとの創生」に向けた政策5原則を掲げています。串本町においても、この政策5原則に基づき施策を展開することが必要です。

① 自立性

地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながるような施策を取り組む。

② 将来性

施策が一過性の対処療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。

③ 地域性

地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。

④ 総合性

施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策を取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策を取り組む。

⑤ 結果重視

施策の結果を重視するため、明確なPDCAメカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策を取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

2. 長期総合計画との関係

串本町では、住民と行政が共に協力しながら、総合的に進めていく「まちづくり」の指針として第2次串本町長期総合計画（基本構想：平成28（2016）～令和7（2025）年度、後期計画：令和3（2021）～令和7（2025）年度）を定め、さまざまな事業と施策に取り組んでいます。

「まちづくり」に関する計画が混在すると、事業や施策を展開する上で混乱する可能性があるため、今回、第2次総合戦略と長期総合計画の後期基本計画の計画期間を合わせ、両計画が同じ方向となるように整合性をとりながら策定するものとします。

3. 計画期間

「第2次総合戦略」の期間は、令和3（2021）年度から令和7年（2025）年度の5年間とします。

年度	～	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	～
串本町第2次まち・ひと・しごと創生 総合戦略							
第2次串本町長期総合計画	前期						後期

4. 重要業績評価指標（KPI）による目標設定と進捗管理体制

政策5原則の「⑤ 結果重視」の中で、「短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む」とあり、串本町においても地域の課題や実情に応じた重要業績評価指標（KPI）を設定するとともに、その進捗管理については外部有識者の知見や住民の意見を活用（串本町まち・ひと・しごと創生推進会議）し政策効果検証を行い、P D C Aサイクルを回しながら計画を改善していきます。



第2章 総合戦略の方向

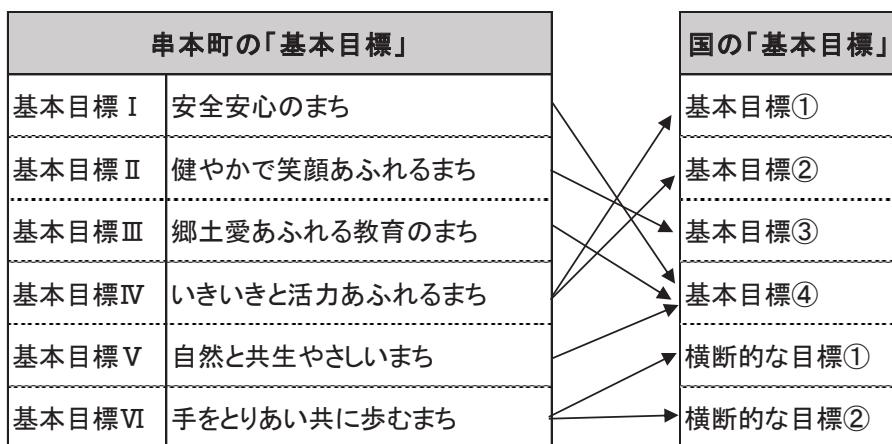
1. 串本町の基本目標と国の基本目標の関係性

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元（2019）年12月20日閣議決定）では、4つの基本目標と2つの「横断的な目標」が示されています。

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標と横断的な目標	
基本目標①	稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする
基本目標②	地域とつながりを築き、地方へ新しいひとの流れをつくる
基本目標③	結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標④	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
横断的な目標①	多様な人材の活躍を推進する
横断的な目標②	新しい時代の流れを力にする

串本町の基本目標の主な目指すべき方向と国の基本目標との主な関係性は以下の通りです。

【串本町の基本目標と国の基本目標との主な関係性】



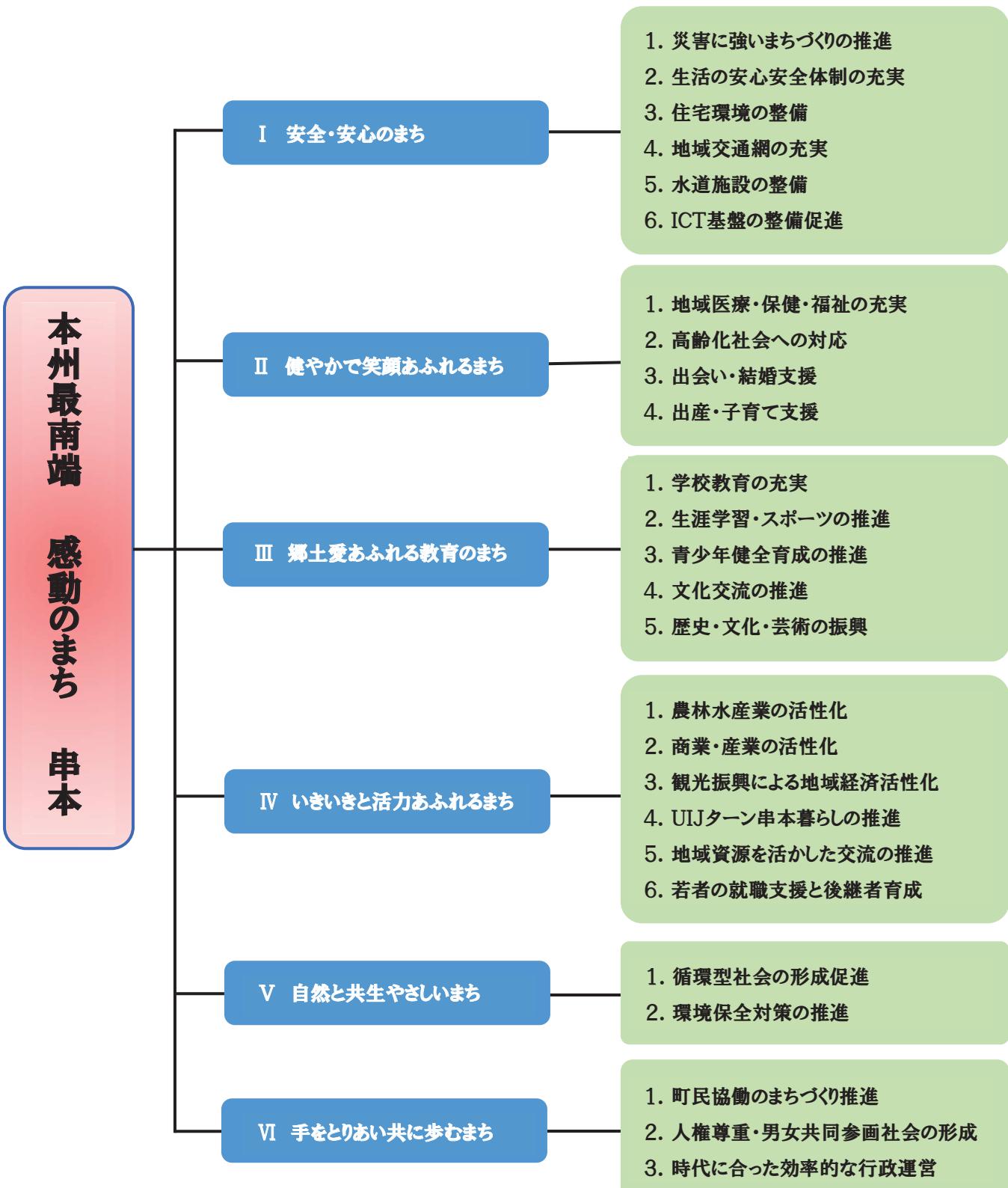
2. SDGsとの関係

SDGsとは、持続可能な開発目標のことであり、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界（社会）を実現するための17のゴールから構成され、地球上の“誰一人として取り残さない”ことを誓っています。

国の総合戦略において、横断的な目標「新しい時代の流れを力にする」の中で、地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりを推進することを掲げています。

第2次総合戦略では、各基本目標がSDGsのどの分野（17のゴール）をターゲットにしているのかを明確にしています。

3. 施策の体系



第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 I

安全・安心のまち

基本目標 I : SDGs 該当分野



数値目標

大規模防災訓練の実施 大規模防災訓練 年 2 回実施 (5 年間累計 10 回)

基本目標 I - 1

災害に強いまちづくりの推進

重要業績評価指標 (KPI)

大規模防災訓練の実施 大規模防災訓練 年 2 回実施 (5 年間累計 10 回)

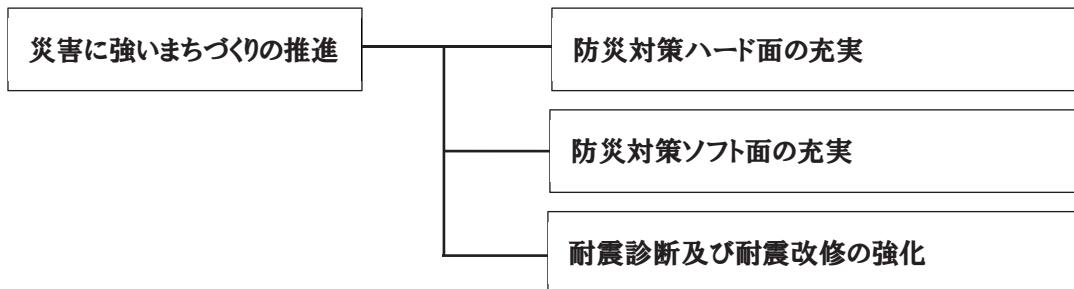
基本方針

- ◆ 自然災害対策をハード（施設）とソフト（運用）の両面で、考えられる限りの対策を早急に実施し「被害者ゼロ」を目指します。
- ◆ 防災訓練・避難訓練及び教育や啓発活動を強化、特に幼児や高齢者に対する対策を強化し、『「逃げる」から「逃げ切る」へ』の目標意識の定着に努めます。

現状と課題

- ◆ 東海・東南海・南海 3 連動地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクの高まりや、台風やゲリラ豪雨などの被害も甚大化する傾向にある中で、町民の安全・安心な生活の確保を図るため、災害に強いまちづくりの推進が急務です。
- ◆ 津波被害想定の見直しを受け、公共施設（教育施設等）の高台移転や新たな津波対策等の導入についても早急に対応していく必要があります。
- ◆ 公共での対策を早急に進めるとともに、「自助」「共助」での対策を促進し、事前の備えとして耐震診断及び耐震改修の強化を進めていくことが必要です。
- ◆ 高齢化が進む中、災害に対するソフト面の充実を図り、防災訓練・避難訓練の強化や災害に対する教育及び啓発活動の推進も重要です。

施策の体系



主要施策

防災対策ハード面の充実	<ul style="list-style-type: none">● 避難路・防災拠点施設等の整備促進● 新たな津波対策導入検討● 備蓄品購入事業● 公共施設（教育施設等）高台移転	総務課 総務課 総務課 総務課 教育課 こども未来課
防災対策ソフト面の充実	<ul style="list-style-type: none">● 防災訓練実施● 災害に対する教育・啓発の強化● 災害に対する自助努力支援● 自主防災組織活動支援● 地域防災計画の隨時見直し及び周知活動● 災害ボランティア活動支援● 住家被害認定士の計画的な養成	総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 税務課
耐震診断及び耐震改修の強化	<ul style="list-style-type: none">● 公共建築耐震診断及び耐震改修事業● 一般住宅耐震診断・耐震改修補助事業	関係各課 総務課

基本目標 I – 2

生活の安心安全体制の充実

重要業績評価指標（KPI）

消防施設整備事業	消防力の充実強化を図る。（5年間累計18台更新） 消防本部車両（救急車10年、消防自動車15年）、消防団車両は、20年を目処に随時車両更新。 <消防本部車両17台 消防団33台 所有／R2(2020)年度>
----------	---

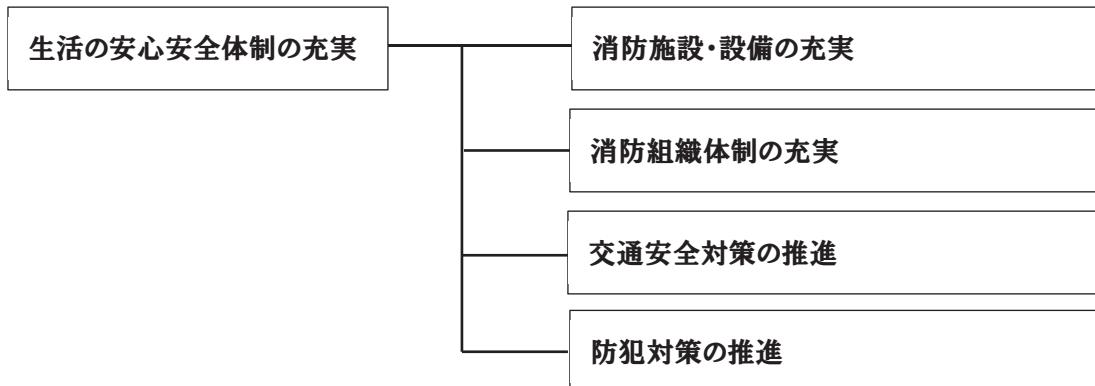
基本方針

- ◆ 消防及び救急に関する施設・装備を充実させるとともに、教育訓練の強化や町民に対する啓発活動を実施し、地域防災力の向上を図ります。
- ◆ 地域ぐるみの交通安全運動の推進や安全な道路環境の整備など総合的な対策を推進します。
- ◆ 警察や関係団体等と緊密に連携した体制を構築し防犯対策を推進します。

現状と課題

- ◆ 東日本大震災及び熊本地震の発生や全国各地での集中豪雨等の被害の甚大化を受けて、消防の役割は重要度が増してきています。そのような大規模災害に備えて、消防関連施設・装備の整備強化や教育訓練の強化など万全を期した対策を講じておくことが必要です。また、救急の役割の重要度も増しており、それに関する装備面の充実や隊員の資質の更なる向上が必要です。
- ◆ 児童や高齢者を中心に、地域に根ざした交通安全運動の推進や交通安全に対する意識の向上への取組みの強化を進めるとともに、道路の拡幅、標識類など安全な道路環境の整備も進めていく必要があります。
- ◆ 高齢化が進む中、高齢者をターゲットとした犯罪に対する防犯意識の醸成や啓発活動を進めるとともに、子どもたちが犯罪に巻き込まれることのないように青少年の健全育成を目指して地域ぐるみの活動も進めることができます。

施策の体系



主要施策

消防施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none">● 消防施設整備事業● 消防水利整備事業● 消防・救急設備の充実● 古座消防署庁舎高台移転● 潮岬分団の部増設● 通信指令台の更新	<p>消防本部 消防本部 消防本部 消防本部 消防本部 消防本部</p>
消防組織体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 消防団活性化事業● 消防職員教育の充実● 救急・救助体制の強化	<p>消防本部 消防本部 消防本部</p>
交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 交通安全施設の整備・充実● 交通安全教育・啓発活動の促進	<p>建設課 総務課</p>
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 防犯意識の啓発活動● 防犯活動体制の強化	<p>総務課 総務課</p>

基本目標 I – 3

住宅環境の整備

重要業績評価指標（KPI）

空家等対策事業	不良空家等除却補助金交付 15戸／年（5年間累計75戸）
---------	------------------------------

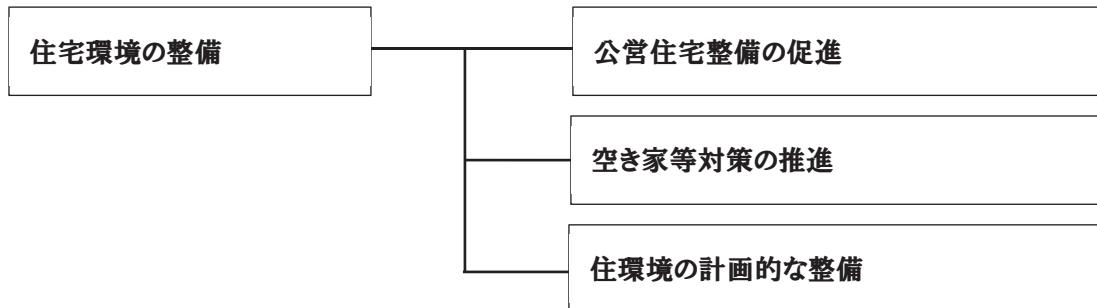
基本方針

- ◆ 公営住宅については、優先度を考慮した効率的な維持管理を継続し、耐震化や建替整備など計画的に進めます。
- ◆ 空き家等の所有者に適切な管理を促すとともに、空き家等の有効活用や特定空家等対策を進めます。
- ◆ 公共施設等の高台移転を進めるとともに、高齢者・障害者等すべての「ひと」に優しく安全で安心なまちづくりを進めます。

現状と課題

- ◆ 公営住宅については、小規模団地が点在しており、老朽化が進み、居住水準が低下している住宅や高齢化や社会福祉面に対応した機能が不足する住宅もあります。長寿命化計画に基づき適正な維持管理に努めるとともに、小規模団地の集約も視野に入れた新規の建替整備や民間活用なども検討していく必要があります。
- ◆ 人口減少により空き家等が増加し、適切な管理が行われていない空き家等が防災・安全・環境・景観などの面から住民生活に影響を及ぼす傾向にあります。空き家等対策について、移住・定住者住居への活用など、地域活性化や特定空家等問題の解消に向けて取り組んでいく必要があります。そのような中で、令和3（2021）年3月に、空き家等に関する問題についての取り組むべき方向性を示した「第2次串本町空き家等対策基本計画」を策定しています。
- ◆ 紀勢道延伸やそれに伴う公共施設等の高台移転を計画する中で、安全で安心、便利な社会整備など魅力・特色のあるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

公営住宅整備の促進	● 公営住宅の建替事業及び長寿命化事業	総務課
空き家等対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 空き家情報収集及び利活用の推進● 特定空家等対策の推進	<p>産業課 建設課 住民課 税務課</p>
住環境の計画的な整備	<ul style="list-style-type: none">● 安全で安心な魅力あるまちづくり	企画課

* 特定空家等 … 適切な管理が行われていないことにより、倒壊等著しく保安上危険な状態、著しく景観を損なっている状態等にある空き家等のこと

基本目標 I – 4

地域交通網の充実

重要業績評価指標（KPI）

長寿命化修繕事業（橋梁道路構造物）	橋梁修繕数 17 件（5年間累計） ※橋梁点検結果等により変動する。
-------------------	---------------------------------------

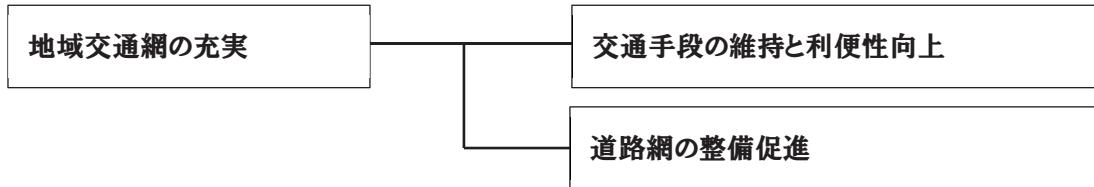
基本方針

- ◆ 町民のニーズに対応した利便性の高いコミュニティバスの運行を継続します。また、JRの利用促進の啓発に努め、運行本数や快適性向上などの要望につなげていきます。
- ◆ 日常生活の利便性向上と観光振興の両面から社会を支える基盤として、地域交通ネットワークづくりを推進します。
- ◆ 紀勢道延伸の整備促進を着実に進めるとともに、それに伴う周辺道路の環境整備を進めます。また、橋梁等道路構造物について長寿命化を実施するとともに、耐震等安全性向上にも努めます。

現状と課題

- ◆ 平成27（2015）年に民間の路線バスに代わってコミュニティバスを導入し、町民の日常の交通手段として定着しつつあります。高齢化が進展する中で、町民の移動手段として重要性がますます高まつくると考えられます。
- ◆ JRは、本町の沿線地域を走り、通勤通学など町民の日常の交通手段であるとともに、和歌山市、大阪や名古屋方面への重要な輸送手段です。近年、日常の交通手段として自家用車が主流となる中で、乗降客数は減少しています。しかしながら、JRの地域における役割は重要なものであり、利用促進へつながる取組みを進めていく必要があります。
- ◆ 紀勢道の延伸は本町まで事業化され、完成すれば交通利便性も高まるところから観光客の更なる増加が期待されます。それに伴い、IC接続付近の周辺道路環境整備についても進めていく必要があります。また、橋梁等道路構造物については老朽化が進んでいるものもあり、安全対策や防災対策などにおいて計画的に更新・長寿命化などを図る必要があります。

施策の体系



主要施策

交通手段の維持と利便性向上	<ul style="list-style-type: none">● コミュニティバス等の運行継続● JRの利用促進の啓発	企画課 企画課
道路網の整備促進	<ul style="list-style-type: none">● 近畿自動車道紀勢線延伸の整備促進及び関連道路整備● 町道サンゴ台中央線新設事業● 串本町長寿命化修繕事業（橋梁等道路構造物）● 地籍調査事業	建設課 建設課 建設課 建設課

基本目標 I – 5

水道施設の整備

重要業績評価指標（KPI）

有収率向上による経費の削減	R7(2025)年度までに有収率80%を目指す。
---------------	--------------------------

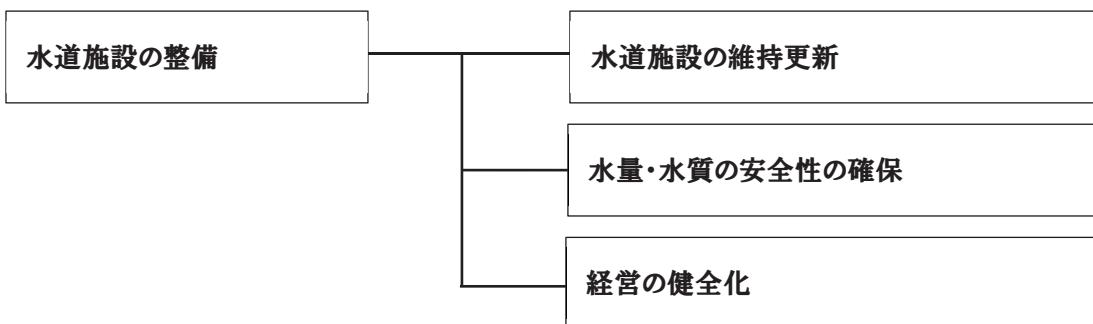
基本方針

- ◆ 施設や設備、老朽管の更新や耐震適合化などを計画的に進め、安全・安心な水道水を供給します。
- ◆ 供給水の質的・量的な安全性確保のため水源施設や取水施設の維持更新を図ります。
- ◆ 事業の更なる合理化・効率化を図るとともに水道料金の適正化も進め経営の健全化を目指します。

現状と課題

- ◆ 東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震の発生リスクが高まってきている中、水道施設・設備や老朽管の更新・耐震適合化は早急に進めていく必要があります。
- ◆ 水道は、日常生活や社会経済活動を支える基盤として最も重要なライフラインであり、水量と水質の安全性の確保は十分に行う必要があります。
- ◆ 人口減少に伴う料金収入の減収、施設面の更新による投資の増加により経営状況は厳しくなることが予想されます。健全な水道事業経営を確保していく取組みを強化していく必要があります。

施策の体系



主要施策

水道施設の維持更新	<ul style="list-style-type: none">● 施設の老朽化・合理化対策● 水道老朽管路更新事業	水道課 水道課
水量・水質の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none">● 水源施設・取水施設の維持更新	水道課
経営の健全化	<ul style="list-style-type: none">● 水道料金の適正化● 有収率向上による経費の節減	水道課 水道課

基本目標 I – 6

I C T 基盤の整備促進

重要業績評価指標（KPI）

ICT 講習会等知識・能力習得支援事業	パソコン教室等開催 2回／年以上（5年間累計 10回以上）
---------------------	-------------------------------

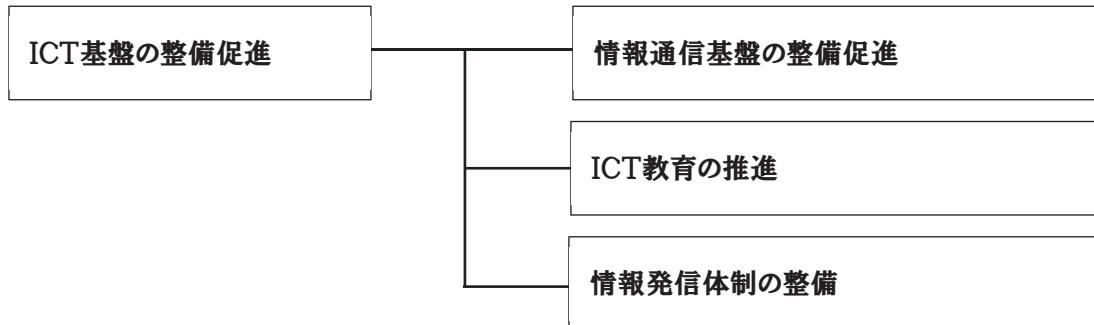
基本方針

- ◆ 町民の生活環境向上や観光客の満足度向上につながる I C T（情報通信技術）環境の整備を行います。
- ◆ 情報化社会に対応できるように学校教育における I C T 環境の整備や教育を進めるとともに、町民に対しての教育・啓発活動も推進します。
- ◆ 行政サービスにおいても I C T の積極的な活用を進めるとともに、利用しやすく分かりやすい情報発信体制も構築します。

現状と課題

- ◆ I C T は近年大きく変化しており、スマートフォン・パソコンなどにより日常生活と密接に関わり、人々の生活を支えるツール・基盤となっています。
- ◆ 現在、情報収集はインターネットサービスを通じて行われることが一般的になっています。行政面だけではなく、観光面においても、誰でも利用しやすく分かりやすい情報発信体制を構築することは重要であり、特に次世代通信 5 G の推進を進めていく必要があります。
- ◆ 教育においては、I C T 教育の積極的な取組みを進めるとともに、その環境も適宜更新していく必要があります。
- ◆ 高齢化が進む本町にとって情報化社会に対応するために、町民に対しての I C T 教育や啓発活動も進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

情報通信基盤の整備促進	<ul style="list-style-type: none">● 携帯電話等不感地区減少活動	企画課
I C T 教育の推進	<ul style="list-style-type: none">● 子どもたちの「学び」を保障できる環境整備の実現● I C T 講習会等知識・能力習得支援	教育課 教育課
情報発信体制の整備	<ul style="list-style-type: none">● 行政サービスの情報化推進	企画課

基本目標II

健やかで笑顔あふれるまち

基本目標II : SDGs 該当分野



数値目標

特定健診事業	特定健診 受診率 31.9% (R1(2019)) → 40% (R7(2025))
--------	--

基本目標II－1

地域医療・保健・福祉の充実

重要業績評価指標 (KPI)

特定健診事業	特定健診 受診率 31.9% (R1(2019)) → 40% (R7(2025))
--------	--

基本方針

- ◆ 地域医療を支える町立病院について、安定的に存続させるための対策や体制整備を医師・看護職員の確保を含め総合的に実施していきます。
- ◆ 生活習慣病予防、早期発見、早期治療、重症化予防に向けた特定健康診査、健康相談、健康教育、(特定)保健指導、予防接種の実施、がん検診などの充実と受診者増加に向けた取組みを推進します。
- ◆ 国民健康保険制度の安定的な運営に向けた対策も進めています。
- ◆ 障害者が地域社会の一員として自立した生活ができる環境の整備を図ります。
- ◆ すべての住民が安全で安心して生活できる環境づくりに向けて、地域全体での地域福祉の向上を図ります。

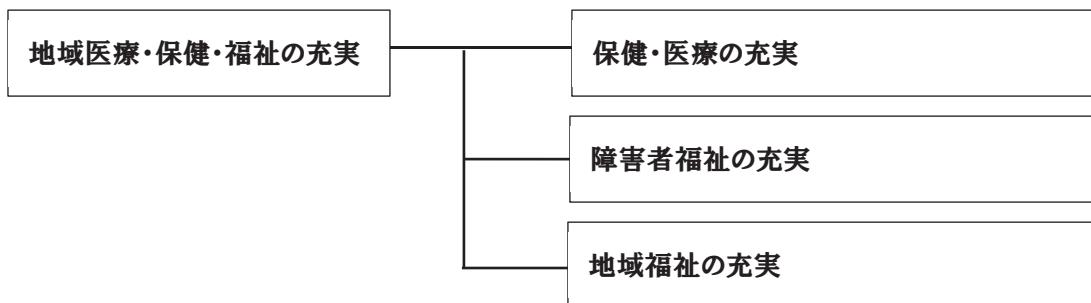
現状と課題

- ◆ 高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の進歩等により、医療ニーズは多様化、高度化しており、医療体制の充実が求められています。その中でも、医師の確保や看護職員の確保は地域医療を支えるうえで最優先事項といえます。
- ◆ 町立病院については、社会保障費の増大による消費税増税、診療報酬引き下げ（薬価を含めての総額）、地域医療構想による適正な病床数への移行など、取り巻く環境が厳し

さを増しています。更に、都市部への集中による医師の偏在化、医療圏人口の大幅な減少が進む中、町の財政規模を勘案しながら、現状の診療体制を維持するとともに、この地域で医療を完結させることに向けての努力も求められています。

- ◆ 新型コロナウィルスをはじめとした感染拡大等、新たな感染症の脅威から医療提供体制の崩壊を防ぐため、院内感染対策の徹底・受入体制の整備が求められています。
- ◆ 高齢化が進む中で、在宅医療体制の整備構築の重要性は増してきています。また、生活習慣病予防、早期発見、早期治療、重症化予防などの面でも特定健康診査、健康相談、健康教育、(特定)保健指導、予防接種、がん検診等についても重要度は高く、受診者増加に向けた対策を進めていくことが必要です。
- ◆ 「障害者総合支援法」の理念に基づき、障害の有無に関わらず、どのように生活するかについての選択の機会や社会参加の機会が確保される共生社会の実現が求められています。少子高齢化が進む中で、町民が安心して生活していくためには、地域全体で支え合う地域福祉の取組みを総合的に進めていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none">町立病院を安定的に存続させるための対策実施地域医療を支える医療スタッフの確保在宅医療体制の整備構築感染症対策の徹底による医療提供体制の確保特定健診受診者増加に向けた対策健康相談・健康教育・保健指導等の充実がん検診推進及び検診体制整備予防接種推進による感染予防及び重症化の防止国民健康保険の安定運営に向けた対策	くしもと町立病院 くしもと町立病院 くしもと町立病院 くしもと町立病院 くしもと町立病院 福祉課 住民課 福祉課 福祉課 福祉課 税務課 住民課
障害者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">障害者の生活支援（地域生活支援事業等）障害者等の移動手段の確保障害者の自立支援（就学・就労等）心身障害児（者）福祉年金事業等の継続	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課
地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">串本町社会福祉協議会助成事業民生委員児童委員協議会助成事業地域福祉計画策定	福祉課 福祉課 福祉課

基本目標Ⅱ－2

高齢化社会への対応

重要業績評価指標（KPI）

敬老会事業	町内各地区と協力し、年1回敬老会事業を開催する（5年間累計5回）
-------	----------------------------------

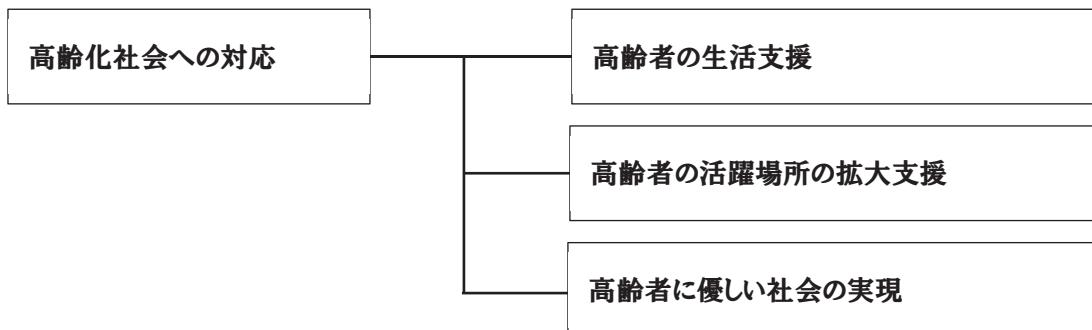
基本方針

- ◆ 適切な介護予防・生活支援サービス・認知症対策を充実させるとともに、一人暮らし支援や自立支援を行い、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めます。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、外出・社会参加・社会貢献の機会の創出を図ります。
- ◆ 高齢者に優しい環境づくりを実現するため、地域全体で支え合い見守る仕組みづくりを進めます。

現状と課題

- ◆ 要介護者、単身者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加等を踏まえ、支援を必要とする高齢者及びその家族に対する生活支援サービスの充実が必要です。
- ◆ 本町の人口構成は高齢化が進んでおり、現状においても高齢者比率が高いものとなっています。また、令和7(2025)年に団塊の世代が後期高齢者になってくることとなり、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。そのような中、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できる地域づくりを支援するとともに、いつまでも元気でいられるような地域を目指し、誰もが積極的に社会参加・社会貢献できる機会の創出が必要です。
- ◆ 本町全体が一体となって、高齢者福祉の推進や住宅環境整備・移動環境整備・交通安全対策整備を推進し、地域全体で見守り、支え合う高齢者に優しいまちづくりを進めいくことが必要です。

施策の体系



主要施策

高齢者の生活支援	<ul style="list-style-type: none">● 配食サービス事業● 隣保館デイサービス事業● 地域包括ケアシステムの構築	福祉課 福祉課 福祉課
高齢者の活躍場所の拡大支援	<ul style="list-style-type: none">● 串本町シルバー人材センター助成事業● 各種高齢者スポーツ大会の開催	福祉課 教育課
高齢者に優しい社会の実現	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設等高齢者対応推進● 緊急通報システム事業● 敬老会事業	総務課 福祉課 福祉課

基本目標Ⅱ－3

出会い・結婚支援

重要業績評価指標（KPI）

でいいふれあい事業	婚活イベント開催 1回／年（5年間累計5回）
-----------	------------------------

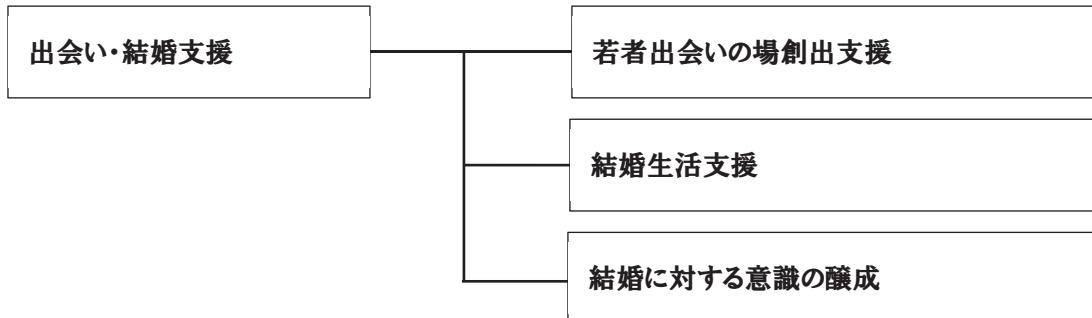
基本方針

- ◆若い世代に優しい地域社会の実現に向けて、出会い・結婚の支援を積極的に進めます。
- ◆独身男女に対して、生涯の伴侶と出会える場の創出と結婚後の安定した生活の場の形成などを支援します。
- ◆結婚に対する意識の醸成を図るために啓発活動にも注力します。

現状と課題

- ◆本町においても晩婚化・未婚化の傾向は強まりつつあります。その背景には結婚資金のような経済的な問題がある一方で、若者たちの結婚に対する意識の変化、出会いの場が少ない、さらには異性との付き合い方が分からぬといった意識面や環境面の問題も存在します。
- ◆人口問題に直面しつつある本町にとって、若者たちが生涯の伴侶と出会える機会を積極的に提供・支援策を講じていくことは必要です。
- ◆結婚に関する意識を前向きにとらえるための啓発活動も、今後はますます必要になると考えられます。
- ◆結婚生活、すなわち新しい生活を始めることに対する支援も進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

若者出会いの場創出支援	<ul style="list-style-type: none">● あいふれあい事業● 民間団体等実施への協賛	企画課 企画課
結婚生活支援	<ul style="list-style-type: none">● 結婚祝い金事業	企画課
結婚に対する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">● 啓発事業の拡充	企画課

基本目標II－4

出産・子育て支援

重要業績評価指標（KPI）

乳幼児健康診査事業

乳幼児健診 受診率 97.5% (R1(2019)) → 100% (R7(2025))

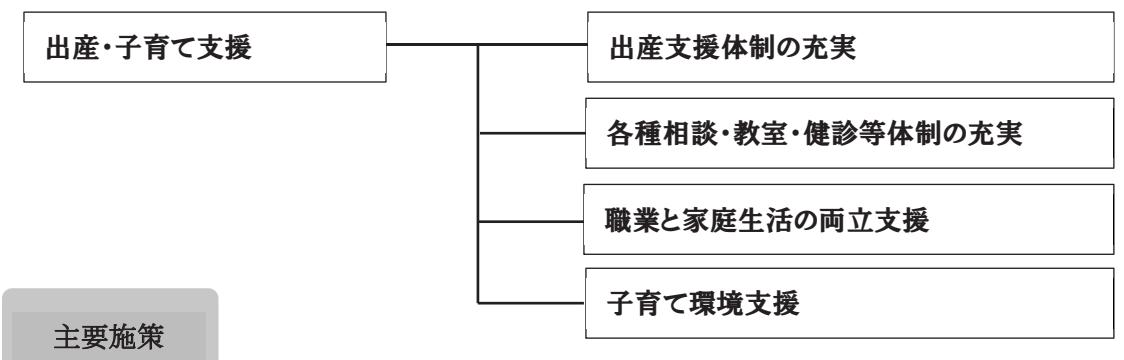
基本方針

- ◆ 心穏やかに安心して出産し、健やかな子育てができるよう、子育て施設の整備と子育てサービス等の充実を図ります。
- ◆ 相談支援や健康診査などにより、妊娠・出産期の女性や育児期にある保護者に対する支援の充実に取り組みます。
- ◆ 学童保育、一時預かり保育、病児・病後児保育などを充実させるとともに、子育てと仕事の両立に関する支援を進めます。
- ◆ 子育て世帯の生活支援と相談体制の充実を図り、子育てしやすい環境整備を進めます。

現状と課題

- ◆ 少子化が国全体の大きな課題となっており、子どもを産み、育てる世代を社会全体で支える仕組みづくりが求められています。平成24(2012)年8月に「子ども・子育て支援法」などの関連3法が成立し、それに基づき本町においても「串本町子ども・子育て支援事業計画」(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)、「第2期串本町子ども・子育て支援事業計画」(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)を策定しています。
- ◆ 妊娠・出産・育児に不安を抱える人は増加しており、安心して出産や育児に取り組めるよう、子育て世代包括支援センターにおける支援体制づくりが必要です。
- ◆ 子どもを地域で見守り、地域で育てる体制づくりとともに、仕事と家庭の両立に対する支援を進め、子育てをしながら働き続けられる環境を整備する必要があります。
- ◆ 核家族化が進む中で、経済的な問題、育児、家事、教育等、さまざまな問題を抱える子育て世帯が増加傾向にあり、それぞれの課題に対する相談・支援を行う必要があります。
- ◆ 「これから子どもを持ちたいと願う世代」や「子育て世代」に対し、さまざまなニーズに合わせた支援体制や健診体制、相談体制などを分かりやすい形で体系化することで、安心して子育てに取り組んでいくことのできる工夫も求められています。

施策の体系



主要施策

出産支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般不妊・不育治療費助成事業 ● 出産祝金（第3子以降）制度の継続 	福祉課 こども未来課
各種相談・教室・健診等体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 産後ケア事業・産前産後サポート事業・離乳食教室等各種教室の支援整備 ● こんにちは赤ちゃん訪問活動の推進 ● 乳幼児健康診査（疾病・異常の早期発見） ● 発達相談事業の推進 ● 予防接種事業 	福祉課 福祉課 福祉課 福祉課 こども未来課 福祉課
職業と家庭生活の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 学童保育事業の整備推進 ● 待機児童ゼロへの取組み継続 ● 学校給食実施事業の維持・拡充 ● 一時預かり保育事業 ● 病児・病後児保育事業 	こども未来課 こども未来課 教育課 こども未来課 こども未来課
子育て環境支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 多子世帯への保育料無料化（第2子以降）継続 ● 串本町子育て支援センター事業の推進 ● 子ども医療費等助成制度の充実 ● 家庭内育児の保護者への支援方法の整備推進 ● 児童虐待・DV等による相談業務の充実 ● 出産・子育て支援情報の一元化（子育て応援プログラム） ● 認定こども園の新設 ● 児童遊園地の整備 	こども未来課 こども未来課 住民課 福祉課 こども未来課 こども未来課 福祉課 こども未来課 福祉課 こども未来課

基本目標III

郷土愛あふれる教育のまち

基本目標III：SDGs 該当分野



数値目標

学校給食を通じた食育の推進	学校給食における地場産物活用割合 40% (和歌山県目標値40%) 「給食だより」年3回以上発行 (5年間累計15回以上)
---------------	--

基本目標III－1

学校教育の充実

重要業績評価指標 (KPI)

学校給食を通じた食育の推進	学校給食における地場産物活用割合 40% (和歌山県目標値40%) 「給食だより」年3回以上発行 (5年間累計15回以上)
---------------	--

基本方針

- ◆ 人口減少・少子化傾向の中で、教育水準及び教育環境の維持向上を図るため、適正規模の学校づくりを推進します。
- ◆ 串本古座高等学校と協力・連携して、地域特性を活かした特色のある学校づくりや全国から人材が集まる仕組みづくりを進めます。
- ◆ 本町が誇るべき郷土史や郷土文化、郷土資源や自然環境などの教育の充実を図り、郷土愛あふれる人材育成につながる特色ある教育を進めます。
- ◆ 多様な価値観を許容し、協力・協働しながら課題を解決する力を育成するため、「自ら考え解決する力」や「コミュニケーション能力」などの向上につながる教育を進めます。
- ◆ 安心・安全な学校給食の提供及び学校給食を通じて食育の推進を図ります。
- ◆ 教職員の資質向上を図るため、研修会等への参加機会を積極的に拡充します。

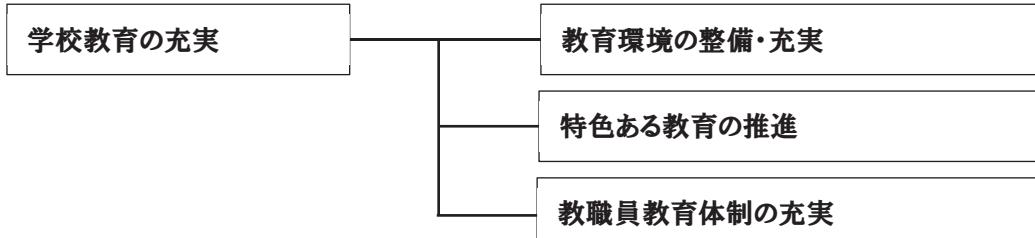
現状と課題

- ◆ 人口減少・少子化が進む中、園児数・児童生徒数は減少しています。幼児教育は、集団的生活を通じて「生きる力」の基礎や学習の基盤を身につけ、小・中学校は「知・徳・

体」の基本を育て、人間として成長する大事な時期であり、良好な教育環境の確保と将来を展望した体制の整備が重要となります。

- ◆ 平成28(2016)年7月に串本古座高等学校地域協議会を設置し、学校の魅力化及び活性化に取り組んでいます。平成29(2017)年度から地域の歴史や自然を活用し、魅力を発信する人材を育てるグローカルコースを新設し、全国募集を開始しました。また、令和元(2019)年度より生徒の学力向上を目的とした「くろしお塾」を立ち上げています。
- ◆ 本町には、トルコのエルトゥールル号遭難にまつわる史実、ビキニ環礁水爆実験で被爆した第五福龍丸建造の地としての歴史、日本遺産に認定された熊野灘の捕鯨文化、南紀熊野ジオパークや吉野熊野国立公園に登録された自然美、ラムサール条約登録湿地として認定されたサンゴ群落、世界遺産に認定された熊野古道大辺路など誇るべき郷土史や郷土文化、郷土資源や自然環境があります。令和元(2019)年本町にオープンした「南紀熊野ジオパークセンター」の有効活用や、令和3(2021)年度に完成の「スペースポート紀伊」に関連した宇宙・人口衛星などを知るための「ふるさと教育」を推進し、郷土に誇りを持つ人材の育成を進めていく必要があります。
- ◆ 平成27(2015)年度に串本町学校給食センターが完成し、学校給食を開始しています。給食センターと連携し、各校の食育指導を充実させていく必要があります。

施策の体系



主要施策

教育環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">● 小中学校統廃合の検討推進事業● 学校給食を通じた食育の推進● 串本古座高等学校との協力及び連携	教育課 教育課 関係各課
特色ある教育の推進	<ul style="list-style-type: none">● I C T 教育推進・拡充（情報化教育推進事業）● 郷土史及び郷土資源の教育推進● 子どもの読書活動推進<ul style="list-style-type: none">・小中学校ポップコンクール事業・中学校ビブリオバトル事業	教育課 教育課 教育課
教職員教育体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 教職員研修	教育課

重要業績評価指標（KPI）	
生涯学習・スポーツ・趣味活動支援	公民館講座 12回／年以上（5年間累計60回以上） 講演会・町民総合展・音楽祭・各種スポーツ大会 1回／年 開催（5年間累計 延べ20回以上）

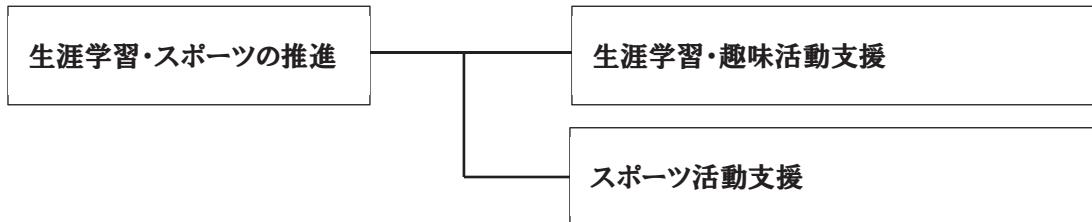
基本方針

- ◆ 生涯学習の基本理念である「いつでも」「どこでも」「だれでも」学習することができ、その成果を生かすことのできる生涯学習環境づくりに努めます。また、新型コロナウィルス感染症拡大予防のため新しい生活様式に基づいて推進します。
- ◆ 学習や趣味活動による自己実現を支援するとともに、健康で豊かなこころで充実した生活、絆づくり・地域づくりにつながるような生涯学習を推進します。
- ◆ 高齢化が進む中で、スポーツを通じて健康で豊かなこころで充実した生活、地域の活性化、地域コミュニティの拡がる場を提供します。

現状と課題

- ◆ 生きがいを実感し、充実した生活を送る上で、継続的な生涯学習・趣味活動に取り組むことは大切です。また、高齢化が進む中で、「学習の場」「憩いの場」「集いの場」「創造の場」としてもますます重要度は増してくると考えられ、絆づくり・地域づくりにつながる取組みも求められています。
- ◆ 公民館や図書館などの施設面の整備を進めるとともに、関係職員は研修会等の参加を通じて資質向上を図りながら、多種・多様化する町民の学習要求に応えていく必要があります。
- ◆ 地域の実情に合った自主的・自発的なスポーツグループを育成支援するとともに、各種スポーツ大会運営のスタッフや指導者を育成していく必要があります。
- ◆ スポーツ人口の拡大や生涯スポーツを普及するための広報活動・啓発活動を行い、また様々なスポーツ情報の収集・提供を図り、町民のスポーツに対する関心を高めることも必要です。
- ◆ 串本町総合運動公園「サン・ナンタンランド」を有効に活用し、スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致を行い、スポーツ交流を促進し地域活性化につなげていくことも必要です。

施策の体系



主要施策

生涯学習・趣味活動支援	<ul style="list-style-type: none">● 文化自主事業公演助成事業● 成人教育講座開設事業● 生涯学習・スポーツ・趣味活動支援● 公民館活動の整備・充実	<p>教育課 教育課 教育課 教育課</p>
スポーツ活動支援	<ul style="list-style-type: none">● 町民大運動会事業● 各種高齢者スポーツ大会の開催（再掲）● 統合型地域スポーツクラブ事業● 総合運動公園等の適切な維持管理	<p>教育課 教育課 教育課 教育課</p>

基本目標III－3

青少年健全育成の推進

重要業績評価指標（KPI）

子ども会・青少年育成事業	ジュニアリーダー研修会 年1回実施（5年間累計5回）
	子ども劇団等鑑賞事業 年1回実施（5年間累計5回）
	青少年体験事業 年1回実施（5年間累計5回）
	家庭教育講座 年2回実施（5年間累計10回）

基本方針

- ◆ 学校・家庭・地域が一体となって子どもの豊かな育ちや学びを支えるとともに、青少年の健全育成をめざし、地域ぐるみで「コミュニティ」活動を促進します。
- ◆ 子どもたちの幅広い視野や知識などを習得する手助けとして、体験・交流機会の提供に積極的に取り組みます。

現状と課題

- ◆ 青少年の問題行動や青少年を巻き込んだ犯罪など様々な問題が発生しています。その背景として、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。
- ◆ 地域の人間関係が希薄化している中で、青少年が健やかに育つためには、家庭・学校、さらに地域を加えた「地域全体の力」を結集し、地域全体で青少年の育成を支えていくことが必要です。また、県が推進している訪問型家庭教育支援事業と連携しながら家庭教育支援にも取り組みます。
- ◆ 本町では、子どもの豊かな育ちや学びを支えるとともに、人と人とのつながりを築くため、各学校においてコミュニティスクールを推進しています。「防災学習」や「清掃活動」など様々な活動を通じ、学校と地域住民とのコミュニケーションを大事にしていくことで学校に対する理解を深め、学校、家庭、地域が一体となって「地域とともにある学校」をめざしていきます。
- ◆ 子どもたちが持つ可能性を伸ばし、視野や知識を広げていくために、体験や交流の機会を充実させていくことが必要です。地域の人々との交流に加えて、地域以外の人々との交流や国際的な交流などを進めていくことも大切です。

施策の体系

青少年健全育成の推進

地域ぐるみの活動促進

主要施策

地域ぐるみの活動促進

- 串本町コミュニティスクール推進事業
- 読み聞かせ会事業及び読書活動の推進

教育課
教育課

基本目標III－4

文化交流の推進

重要業績評価指標（KPI）

本州四端交流事業

本州四端首長交流会議開催 1回／年（5年間累計5回）

基本方針

- ◆ 史実をもとに脈々とつづく姉妹都市との国際交流を続けるとともに、その史実に関する教育やイベントなど郷土愛や郷土への誇りを育む取組みを推進します。
- ◆ 国内外の友好市町との交流を進め、地域活性化につながるような様々な取組みを展開します。

現状と課題

- ◆ 本町には、史実に基づいた国際的な絆が存在します。トルコのエルトゥールル号遭難時の町民による救助活動、真珠貝採取を目的としたオーストラリア北部の木曜島への渡航の歴史、日本初上陸となるアメリカ商船の来航時の町民との交流などの絆をもとにそれぞれの国の都市と姉妹都市および友好都市提携を結んでいます。
- ◆ 国際交流では、特にトルコのメルシン市との交流が長く、平成6（1994）年から青少年の派遣と受入を実施しています。受入の際には、町内の子どもたちや家族との交流を図りながら、日本やトルコについての相互理解を深めるような取組みを行っています。
- ◆ 本町は、本州の端に位置する四つの市町（青森県大間町、岩手県宮古市、和歌山県串本町、山口県下関市）の間で設立された本州四端協議会に参加しています。同協議会では、互いの地域活性化を目指し、四市町の首長による「本州四端首長交流会議」の開催を始め、様々な事業を実施しています。
- ◆ トルコの式典や各種イベント参加等の交流など史実に触れる機会を設けることは、郷土愛や郷土への誇りを育むうえで重要です。
- ◆ 国内外の友好市町との交流を推進することにより、協調しての観光振興等の地域活性化への取組みを進めることも必要です。

施策の体系



主要施策

国際・国内都市との交流活動	<ul style="list-style-type: none">● 国際交流事業● 本州四端協議会	総務課 企画課
---------------	--	------------

基本目標III－5

歴史・文化・芸術の振興

重要業績評価指標（KPI）

歴史・文化・芸術活動の支援	町民音楽祭 2日延べ380人以上 町展 1,500人以上 出展500点以上 県美展 500人以上 (2年に1度開催)
---------------	--

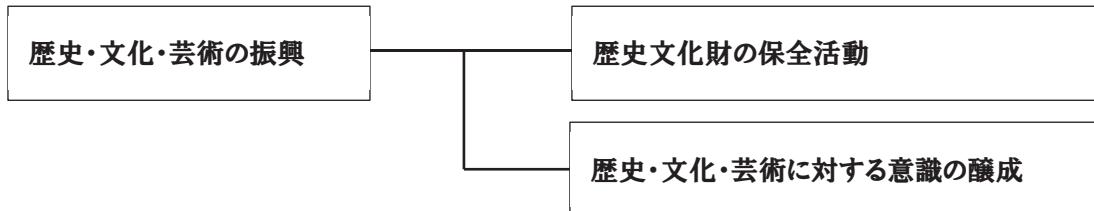
基本方針

- ◆ 町民主体の歴史・文化・芸術活動を積極的に支援するとともに、串本町文化センターを発信・活動拠点として、さらに町民が集い、親しまれるような運営に努めます。
- ◆ 文化財の保存・整備を進めるとともに、歴史・食文化・生活文化を次世代へ伝承していく取組みを進めます。
- ◆ 本町の誇るべき郷土史や郷土文化、郷土資源や自然環境についての研究や学習を推進するとともに、次世代へ伝承していく「語り部」やボランティアの育成を支援します。
- ◆ 生涯学習や地域づくりへの活用を促進するとともに、郷土愛や郷土への誇りを育てていきます。

現状と課題

- ◆ 本町の誇るべき郷土史や郷土文化、郷土資源や自然環境は、地域の宝であるとともに、町民の郷土愛や郷土の誇りの源といえます。また同時に、交流人口拡大のための貴重な地域資源でもあります。
- ◆ エルトゥールル号遭難にまつわる史実の映画化（「海難1890」）、熊野古道大辺路の世界遺産追加登録、熊野灘の捕鯨文化「鯨とともに生きる」の日本遺産登録、南紀熊野ジオパークの世界ジオパーク認定への動きや本町に「南紀熊野ジオパークセンター」が令和元（2019）年7月にオープンするなど、本町の郷土史・郷土資源に対する関心は高まっています。
- ◆ 郷土史や郷土文化、郷土資源や自然環境について適切な保護活動を促進するとともに、それらの町民の理解を深めてもらうために、啓発活動や講座、展示などを進めていく必要があります。
- ◆ 生涯学習や地域づくりへの活用、また交流人口拡大への活用を図るためにも、郷土史や郷土文化、郷土資源や自然環境についての「語り部」やボランティアの育成支援を図っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

歴史文化財の保全活動	● 町文化財等・文化活性化保存継承推進事業	教育課
歴史・文化・芸術に対する意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">● 歴史・文化・芸術活動の支援● 歴史・文化等ボランティアの育成支援● 郷土資料の整備促進	<p>教育課 教育課 教育課</p>

基本目標IV

いきいきと活力あふれるまち

基本目標IV : SDGs 該当分野



数値目標

総観光客数	165万人／年（5年間累計825万人）
-------	---------------------

基本目標IV－1

農林水産業の活性化

重要業績評価指標（KPI）

種苗放流・磯根資源再生事業	種苗放流 11.3万匹／年（5年間累計 56.5万匹）
---------------	-----------------------------

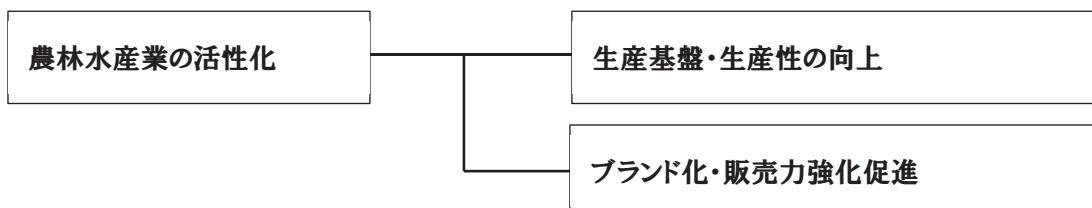
基本方針

- ◆ 生産（漁獲）基盤の整備促進や生産性（漁獲量）の向上を図るための対策支援を進めるとともに、ブランド化など高付加価値化に向けた支援を進めます。
- ◆ 業種の垣根を越えた交流を活発化させて、新たな産業の育成や6次産業化への支援を図ります。
- ◆ 本町の基幹産業である漁業の維持・発展のため漁業環境の整備を進めるとともに、観光漁業や新たな養殖漁業など漁業の近代化への取組みについても支援します。
- ◆ 農業では、耕作放棄地の有効活用や農地の集団化・集約化、農業の組織化（集落営農）及び借地利用を促進し活性化に向けた取組みを進めます。また、鳥獣害対策についても積極的な取組みを進めます。
- ◆ 「森林経営管理法」に基づき、森林所有者への意向調査を行い、所有者自らが管理できない場合において、必要かつ適当と認められる場合は町で森林管理の委託を受けます。林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者へ再委託され、林業経営に適さない森林等については、町で間伐等の管理を行います。

現状と課題

- ◆ 本町は、黒潮の恵みを生かした漁業や温暖な気候を生かした農林業など「しごと」を創り出す素材に恵まれています。しかし、高齢化や自然・社会環境の変化などにより農林水産業に陰りがあるのも事実です。
- ◆ 農林水産業のいずれの産業においても、高齢化による生産量・漁獲量の低下、後継者不足、耕作放棄地・荒廃林の増加、漁船等設備面の老朽化など様々な課題を抱えています。
- ◆ 「しごと」を創り出す素材をこれまで以上に有効に活用する方策を検討し、業種の垣根を越えた交流による6次産業化などの新たな取組みを行うことにより、高付加価値化や雇用創出につなげていく必要があります。
- ◆ 意欲ある農林水産業従事者に対して生産（漁獲）基盤や生産性（漁獲量）向上などに向けた支援や取組みを進める必要があります。

施策の体系



主要施策

生産基盤・生産性の向上	<ul style="list-style-type: none">● 遊休農地活用支援事業の推進● インフラ施設の維持管理● 森林整備の促進● 水産業の機能性向上推進● 鳥獣害対策の強化	産業課 産業課 産業課 産業課 産業課
ブランド化・販売力強化促進	<ul style="list-style-type: none">● 特產品・名產品のブランド化推進● 紀州材の利用促進● 浜の活力再生プラン推進事業● 6次産業化への支援	産業課 産業課 産業課 産業課

基本目標IV－2

商業・産業の活性化

重要業績評価指標（KPI）

起業チャレンジ支援事業

補助金を活用した起業 2件／年（5年間累計 10件）

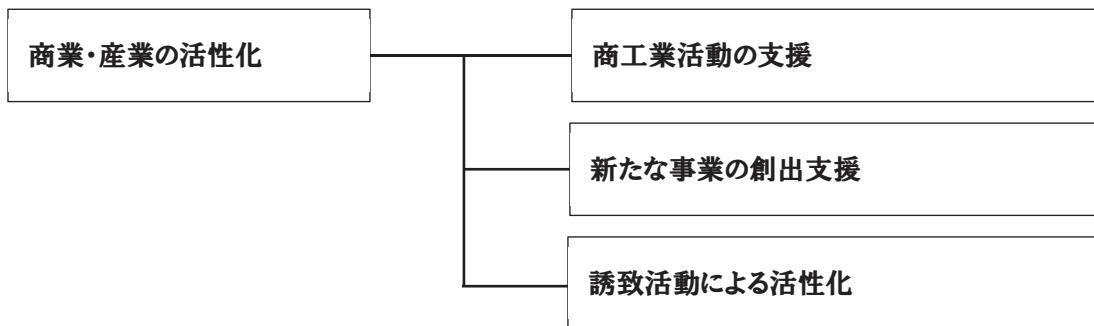
基本方針

- ◆ 観光業や漁業等と連携しながら集客力の強化をめざした各種イベントの開催などを行い、個性的で魅力のある商業の活性化を図ります。
- ◆ 商工会や商工業の経営者との連携強化、業種の垣根を越えた交流を促進し、商工業の活性化と経営の安定化に向けた取組みを進めます。
- ◆ 地域の活性化を目指し、新規創業を促進するために、関係機関・関係団体と連携した新たな事業の創出に向けた取組みを進めます。
- ◆ 雇用の拡大や人口流出の防止などを進めるために、地域特性を活かした企業誘致活動を推進します。

現状と課題

- ◆ 本町の商店街は、事業主の高齢化や人口減少等による販売不振を要因とする廃業により空き店舗が増加し、「活気に乏しい」状況となっています。また、大規模店舗の進出や購買エリアの広域化などの購買環境の変化も影響していると考えられます。
- ◆ 本町の基幹産業である観光業や漁業と連携し、特産品や新たなブランドの開発や集客力の強化を目指した各種イベントの開催などを進めていく必要があります。
- ◆ 意欲のある創業希望者や創業者を支援する取組みを進めるとともに、U I J ターン等の移住定住につなげていくことも必要です。
- ◆ 人口減少、高齢化が進む本町では、商店街の活気が乏しくなるとともに、日常生活での買い物に不便を感じている高齢者が増加しており、そのような面からも新規出店や空き店舗活用などの取組みを進めていく必要があります。
- ◆ 「働く場所」の問題から人口減少が加速している傾向にあるため、本町の地域特性（海・山・川等）を活かした「企業誘致」を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

商工業活動の支援	<ul style="list-style-type: none">● 小売店舗等消費拡大支援● 小規模事業者の経営安定化支援● 商工会等団体活動の支援● 大型共同作業所改修事業	産業課 産業課 産業課 産業課
新たな事業の創出支援	<ul style="list-style-type: none">● 創業希望者・創業支援	産業課
誘致活動による活性化	<ul style="list-style-type: none">● 宿泊施設を中心とした観光産業の立地推進	産業課

基本目標IV－3

観光振興による地域経済活性化

重要業績評価指標（KPI）

道の駅「くしもと橋杭岩」管 理事事業	道の駅利用客数 10.3万人／年（5年間累計 51.5万人）
-----------------------	--------------------------------

基本方針

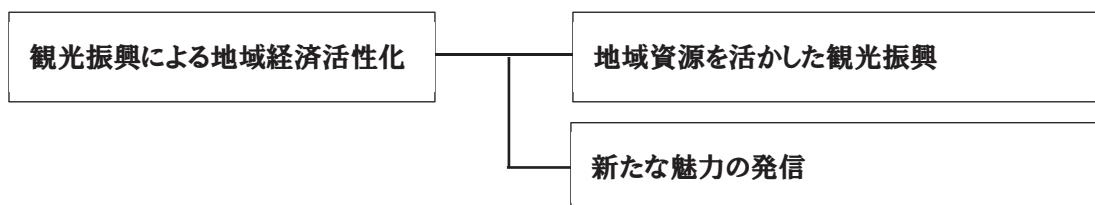
- ◆ 恵まれた観光資源や紀勢道延伸を最大限活用し滞在型観光客の増大への取組みを推進します。
- ◆ 本町が拠点となり周辺観光地へ向かう、あるいは他地域から本町の観光地を周遊してもらう広域的観光ルート確立に向けた広域連携の取組みを推進します。
- ◆ 本町の誇るべき資源を活かし、魅力があり特色がある観光振興策を展開します。スポーツ施設を活用した「スポーツツーリズム」、海や川を活用した「ブルーツーリズム」などのニューツーリズムの育成・促進を図ります。
- ◆ 国内外への情報発信やPR活動を強化するとともに、時代の潮流に合わせた観光施設・観光案内などの整備を図ります。
- ◆ 国内初の民間ロケット発射場を活かした観光コンテンツを造成するなど、新たな地域資源の開発に取り組みます。

現状と課題

- ◆ エルトゥールル号遭難にまつわる史実の映画化（「海難 1890」）や熊野古道大辺路の世界遺産追加登録、熊野灘の捕鯨文化「鯨とともに生きる」の日本遺産登録、南紀熊野ジオパークの世界ジオパーク認定への動き、そして紀勢道の延伸など本町を取り巻く環境は好転しており、その流れの中で観光客の滞在時間の長期化へ向けた取組みを進めていく必要があります。
- ◆ 本町には魅力的な観光資源が多く存在します。しかし、単独で観光振興を展開するには限界があり、周辺観光地と連携し広域的に魅力を発信することで本町の観光資源をさらに魅力のあるものへ向上させていく必要があります。
- ◆ 本町の持っているポテンシャルを最大限に活用し、また新たに引き出していく取組みを進め、魅力があり特色がある観光振興策を関係団体・関係機関と連携して推進していく必要があります。

- ◆ 高齢者対応・インバウンド対応など時代の潮流に合わせた観光施設・観光案内などの整備を推進し、すべての観光客の満足度を高めるような取組みを進めていく必要があります。
- ◆ ロケット打ち上げ時において、多くの見学者が見込まれ、町内の観光地への誘客も必要となってきます。また、自家用車での移動に関して、渋滞の緩和策も講じる必要があります。

施策の体系



主要施策

地域資源を活かした観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 各観光資源の見直し及び整備促進 ● ニューツーリズム等の育成促進 ● 広域観光連携の推進 ● 広域観光ツアー等観光交通体制の調査検討 ● 世界遺産・日本遺産・南紀熊野ジオパークと連携した観光推進 ● ロケット射場を活かした誘客と地域資源開発 	産業課 産業課 産業課 企画課 産業課 企画課
新たな魅力の発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 道の駅の充実 ● インバウンド観光への対応 ● ユニバーサルツーリズムの促進 ● 観光イベントの開催 ● 近畿自動車道紀勢線延伸に伴う串本 IC周辺休憩施設の整備 	産業課 産業課 産業課 産業課 建設課 企画課 産業課

基本目標IV－4

U I J ターン串本暮らしの推進

重要業績評価指標（KPI）

移住交流促進事業	移住件数 6 件／年（5 年間累計 30 件）
----------	-------------------------

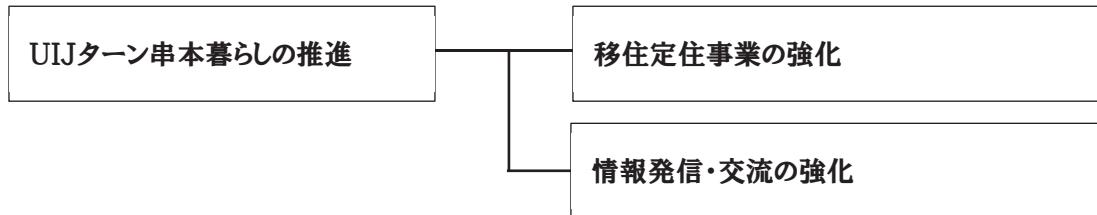
基本方針

- ◆ 他地域からの移住・定住を促進するために、温暖な気候・豊かな自然などの本町ならではの魅力や強みを活かすとともに、仕事や住居などの受入体制整備・拡充に努めます。
- ◆ 和歌山県の定住に関する政策・関係機関との連携を強化しながら、様々な情報提供や情報の発信、各種セミナー等への参加支援など都市住民との交流促進を推進し、本町の魅力を知ってもらうことに努めます。
- ◆ 観光はもちろん、大学等教育関係機関との交流の強化、ワーケーションへの支援を推進し、交流人口を拡大することにより、広く本町を知ってもらう取組みを推進します。

現状と課題

- ◆ 本町は年々人口減少が進んでおり、今後は特に生産年齢人口の減少による地域の活力低下が懸念されている状況の中、U I J ターン等移住者を呼び込むための対策が求められています。
- ◆ 移住・定住を促進するためには、新たな特産品の開発や6次産業化など「しごと」を創り出すことの強化とともに、空き家等を活用した住宅環境の整備も進めていく必要があります。
- ◆ 移住者が住みやすいような環境づくり、各種団体と連携した受入体制の整備・拡充への取組みを進めることも重要です。また、移住者に対する地域住民の理解・意識を高める取組みも同時に進めていく必要があります。
- ◆ 和歌山県の定住に関する政策・関係機関と連携し、各種セミナー等に積極的に参加・支援を進めるとともに、紀勢道延伸を最大限に活用し、一般観光客や教育旅行等の体験型観光客など交流人口を拡大することにより、本町の魅力を広く知ってもらう取組みを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

移住定住事業の強化	● U I J ターン定住促進事業の推進	産業課
情報発信・交流の強化	<ul style="list-style-type: none">● 県主催の移住フェア・相談会への参加● 移住希望者に対する現地案内の実施● 産官学との連携・交流強化	<p>産業課 産業課 産業課</p>

基本目標IV－5

地域資源を活かした交流の推進

重要業績評価指標（KPI）

教育旅行推進事業	教育旅行 20校（総宿泊3,000泊）／年（5年間累計100校（15,000泊））
----------	---

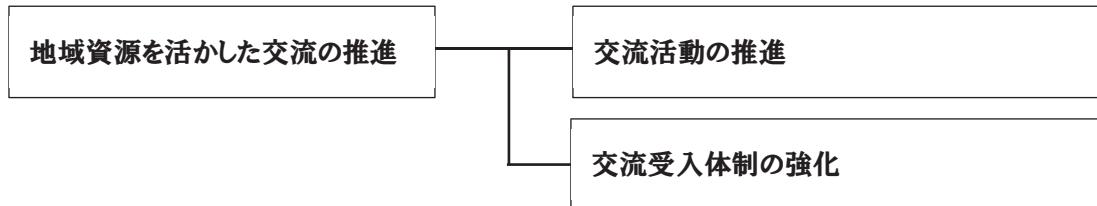
基本方針

- ◆ 本町の誇るべき地域資源を活用し、串本暮らしの体験活動やスポーツ交流を積極的に推進することにより、串本ファンを増やすとともに、潜在的な移住予備軍につながるような取組みを進めます。
- ◆ 関係機関・関係団体や町民と協力・連携し、本町の歴史・文化・自然や人々とふれあう体験型観光の拡充を図ります。
- ◆ 新たな体験メニューの開発や教育旅行を推進し、更に魅力のある交流機会にするように努めます。

現状と課題

- ◆ 本町には、トルコとの歴史、世界最北限のサンゴの海、南紀熊野ジオパーク、熊野古道大辺路など誇るべき地域資源が数多く存在します。その資源を積極的に活用し、交流人口を拡大していくことが必要です。
- ◆ 本町の魅力を知ってもらい、ふれてもらう機会を提供することは、串本ファンを増やす取組みにつながり、それが観光客のリピーター化や潜在的な移住予備軍となる可能性があると考えられます。
- ◆ 地域資源である自然環境の保全活動やスポーツ施設の適切な維持管理などの取組みを進めるとともに、「再度訪れたい」と思われるような魅力にあふれた特徴あるまちづくりを進める必要があります。

施策の体系



主要施策

交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● 教育旅行の誘致● 体験型観光客の誘致● スポーツ合宿の誘致	産業課 産業課 教育課 産業課
交流受入体制の強化	<ul style="list-style-type: none">● 新たな体験観光メニューの開発支援● 新たな民泊(教育旅行)の担い手の発掘・支援	産業課 産業課

基本目標IV－6

若者の就職支援と後継者育成

重要業績評価指標（KPI）

農業・林業・漁業働き手の確保支援	新規就業支援 4件／年（5年間累計20件）
------------------	-----------------------

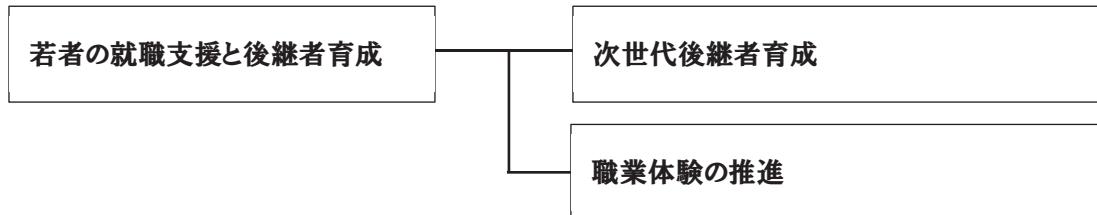
基本方針

- ◆ U I J ターン希望者や移住者に対する就職支援・就業支援を積極的に行うとともに、本町の伝統的な産業を守るための支援を進め、高齢化する産業の担い手の後継者を育てる取組みを推進します。
- ◆ U I J ターン希望者への職業体験・生活体験や学生向け（中・高・大学生）職業体験の拡充に努めます。

現状と課題

- ◆ 本町は、高齢化が進む中で、人口構成上で老人人口比率が高く、生産年齢人口比率が低くなっています。さらに、就業環境や進学環境から若者が都市部へ流出する傾向も強まっています。そのような状況から、伝統産業である漁業をはじめ、農林業や観光業等あらゆる産業で高齢化が進むと同時に後継者が不足している状況となっています。
- ◆ 新たな特産品の開発や6次産業化など新たな「しごと」を創り出すための支援を進めるとともに、伝統的な産業を守り、次世代へ継承していくための支援も進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

次世代後継者育成	<ul style="list-style-type: none">● 農業・林業・漁業等働き手の確保支援● 農村・山村・漁村の体験活動推進	産業課 産業課
職業体験の推進	<ul style="list-style-type: none">● 一般向け技術習得及び職業体験支援● 中学生・高校生・大学生等に向けた地元職業体験の支援	産業課 産業課

基本目標V 自然と共生やさしいまち

基本目標V : SDGs 該当分野



数値目標

浄化槽設置整備補助事業	汚水処理人口普及率 44.3% (R1(2019)→49.1% (R7(2025))
-------------	--

基本目標V－1 循環型社会の形成促進

重要業績評価指標 (KPI)

浄化槽設置整備補助事業	汚水処理人口普及率 44.3% (R1(2019)→49.1% (R7(2025))
-------------	--

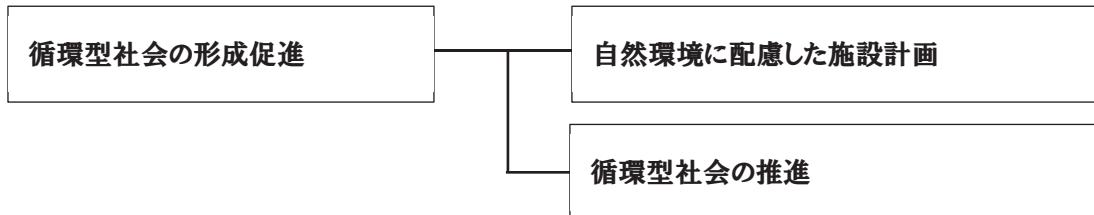
基本方針

- ◆ 新たな施設の建設や旧施設の撤去・解体に関しては、周辺の自然環境や環境保全に配慮した計画を推進します。
- ◆ 自然環境と調和した持続可能な資源循環型社会の構築に向けて、町民・事業者・行政と一体となった取組みを進めます。

現状と課題

- ◆ 平成28(2016)年3月に公共施設の今後のあり方に関する基本的な方向性を示した「串本町公共施設等総合管理計画」を策定しました。その中では、定期的な点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぐとともに、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うものとしています。
- ◆ 新たな施設の建設や旧施設の撤去・解体に際しては、自然環境への影響や周辺環境との調和等に配慮しながら進めていくことが求められています。
- ◆ 廃棄物処理施設等の供給処理施設については、周辺自治体との広域連合での運営も視野に入れて計画を進めていくことが必要です。
- ◆ 再生可能エネルギー（自然エネルギー）の活用策の推進や研究支援等についても積極的に取り組み、自然環境と調和した持続可能な資源循環型社会の構築を目指していく必要があります。

施策の体系



主要施策

自然環境に配慮した施設計画	<ul style="list-style-type: none">● 田並最終処分場の水処理施設維持管理● リサイクルセンターの運営管理● 新焼却施設に関する計画● 火葬場の検討	住民課 住民課 住民課 住民課
循環型社会の推進	<ul style="list-style-type: none">● 凈化槽設置整備事業● 再生可能エネルギー（自然エネルギー）研究・活用支援	住民課 企画課

基本目標V－2

環境保全対策の推進

重要業績評価指標（KPI）

不法投棄防止に係わる事業 一斉清掃活動 2回実施／年（5年間累計10回実施）

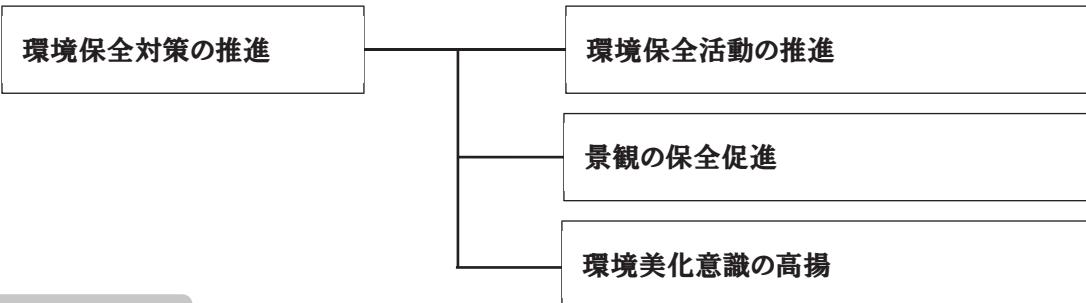
基本方針

- ◆ 本町の誇るべき海・山・川等を次世代に引き継いでいくために保全活動を行うとともに、自然環境を交流資源として有効的に活用します。
- ◆ 自然環境の保全活動を進めるとともに、その周辺観光施設等周辺環境について、景観保全にも努めます。
- ◆ 環境との関わりについて理解と意識を深められるよう、環境問題や自然保护活動について、更なる啓発・教育に取り組みます。

現状と課題

- ◆ 世界最北限のサンゴの海、南紀熊野ジオパーク、吉野熊野国立公園など数多くの美しい自然を有する本町の責務として、その保全事業や環境保全活動に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 観光施設など整備や清掃活動も進め、自然環境とともに一体的な景観の保全に努めることも必要です。
- ◆ 本町の美しい自然環境について、観光資源として有効的に活用し、本町だけでなく国の宝として広く知ってもらい、次世代に遺していくべきものと認識してもらうことも重要です。
- ◆ 環境保全活動を積極的に推進していくためには、町民の理解と意識を高めていくことも重要であり、それに関する啓発・教育活動を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

環境保全活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● ジオサイトの保全● 熊野古道大辺路の整備・保全● ラムサール条約登録湿地（串本沿岸海域）保護活動事業● 磯根漁場再生事業	産業課 教育課 産業課 産業課
景観の保全促進	<ul style="list-style-type: none">● 観光資源の保護活動● 都市公園・緑地の整備促進	産業課 建設課 教育課
環境美化意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">● 啓発・教育活動の推進● 不法投棄防止に係る事業	住民課 住民課

基本目標VI

手をとりあい共に歩むまち

基本目標VI : SDGs 該当分野



数値目標

男女共同参画社会啓発事業	町HP、町広報誌を利用した啓発活動を行う。 男女共同参画に焦点を当てた講習会を開催する。(5年で3回)
--------------	--

基本目標VI－1

町民協働のまちづくり推進

重要業績評価指標 (KPI)

広報広聴事業	「広報くしもと」を月1回(12回/年)発行(5年間累計60回発行)
--------	-----------------------------------

基本方針

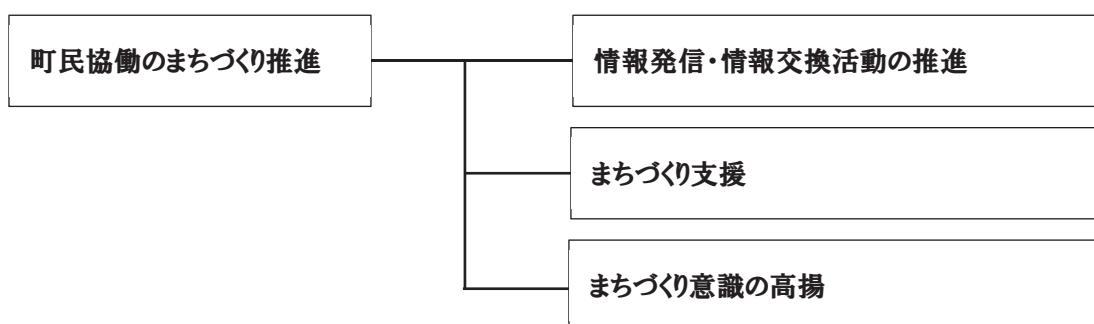
- ◆ 町民と行政が互いに協力し協働したまちづくりを行うため、情報発信機能を強化し、情報交換できる環境づくりに取り組みます。
- ◆ まちづくり活動の活発化を促進するために、既存の各種団体の自主的な活動を積極的に支援していくとともに、新たな団体やN P O等の育成に努めます。
- ◆ 文化行事・イベント・祭り等の企画・開催への町民の参画・協働を促進し、まちづくり意識が高まるような取組みを進めます。

現状と課題

- ◆ 社会情勢が変化し、町民ニーズが多様化している中、「住民参加のまちづくり」が従来以上に求められています。町民への情報の発信、情報交換のできる場の創出、各種計画策定の審議会への町民参加などを推進していく必要があります。

- ◆ 町民主体の自主的な活動を行う地域団体やN P O等を積極的に支援し、町民の力を生かしたまちづくりを進めていく必要があります。
- ◆ まちづくりへの一体感・意識の醸成や住民間のコミュニケーションの活発化を図るためにも、各種文化行事・イベント・祭り等を実施していくことは重要です。各種文化行事・イベント・祭り等の企画・開催の支援を行うとともに、町民への情報発信や町民の参加促進に努めることも必要です。

施策の体系



主要施策

情報発信・情報交換活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「広報くしもと」の充実 ● 串本町HPのリニューアル実施 ● 地区懇談会等の実施 ● 各種計画策定審議会への住民参加 	企画課 企画課 関係各課 全課
まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種団体・N P O等の活動支援 ● 自治会活動等コミュニティ活動支援 	企画課 総務課
まちづくり意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種祭り・イベント等の開催支援 	産業課

基本目標VI－2

人権尊重・男女共同参画社会の形成

重要業績評価指標（KPI）

男女共同参画社会啓発事業	町HP、町広報誌を利用した啓発活動を行う。 男女共同参画に焦点を当てた講習会を開催する。(5年で3回)
--------------	--

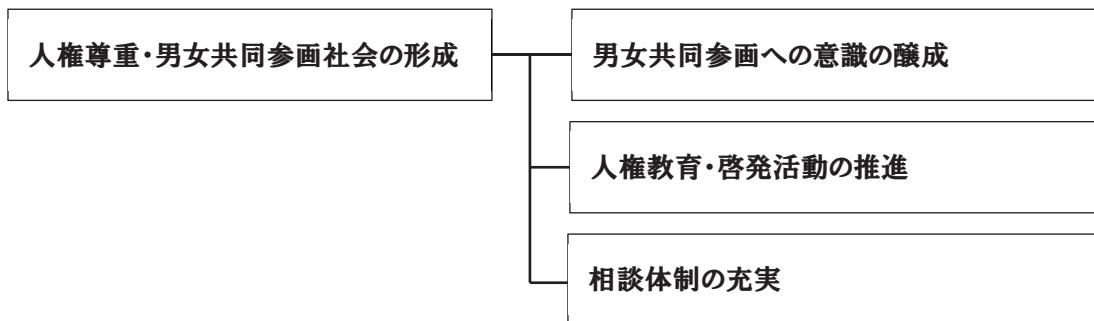
基本方針

- ◆ 男女が互いに尊重し、個性と能力を十分に活かせる社会の実現に向けての意識づくりや環境づくりを進めます。
- ◆ すべての町民がこころ豊かに健康な生活をおくることができる人権尊重社会の実現に努めます。

現状と課題

- ◆ 少子高齢化が進み人口減少問題に直面している中で、少子化対策や労働力確保が課題となってきており、「子育て支援等の希望が実現しにくい」、「働き方が限定され、女性や高齢者等の多様な人材が活躍しにくい」などが問題となっています。そのような現状から、多様性や個性を尊重する「ダイバーシティ」や女性の活躍やライフスタイルに応じた仕事の仕方等を目指した「ワーク・ライフ・バランス」の推進が求められています。
- ◆ 男女共同参画や人権尊重社会を実現するためには、それに対する広報・啓発活動を進めるとともに、学校・地域・職場等で教育活動を推進していく必要があります。また、人権問題等を相談することができ、それに対してきめ細やかな対応を行う体制を充実させていくことも必要です。

施策の体系



主要施策

男女共同参画への意識の醸成	<ul style="list-style-type: none">● 男女平等に関する教育の推進● ダイバーシティとワーク・ライフ・バランスの啓発	企画課 企画課
人権教育・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● 平和学習推進事業● 保護者学級開設事業● 人権に関する各種広報紙の発行● 串本町人権委員会	教育課 教育課 住民課 教育課 住民課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 行政相談● 人権相談	住民課 住民課

基本目標VI－3

時代に合った効率的な行政運営

重要業績評価指標（KPI）

安定財源確保への取組み事業（町税・使用料等）	町税の徴収率（県平均に向けて取り組む） (R3(2021) 97.8%、R4(2022) 98.1%、R5(2023) 98.3%、 R6(2024) 98.5%、R7(2025) 98.6%) 町営住宅使用料の徴収率 (R3(2021) 62.1%、R4(2022) 64.5%、R5(2023) 66.8%、 R6(2024) 68.3%、R7(2025) 70.0%)
------------------------	--

基本方針

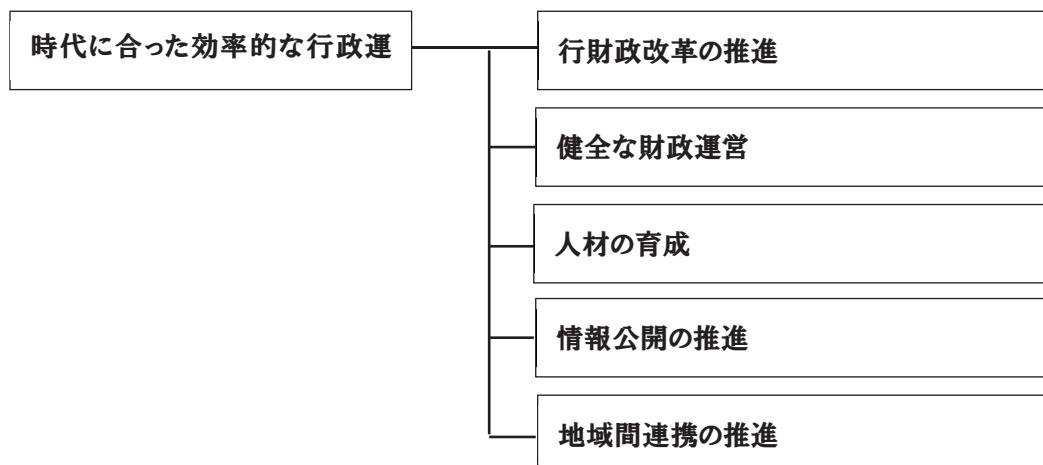
- ◆ 町民が安心して生活できる行政運営を行うために、新たな時代の潮流や技術に対応しながら、時代に合った効率的な取組みを進め、財政の健全化と行政サービスの向上に努めます。
- ◆ 各事業について、定期的に検証を実施し見直しを行い適正化を図るとともに、「選択と集中」を実践し、限られた財政の中で効率化・最適化を目指します。
- ◆ 地域の実情に応じた施策を実施するため、職員のプロ意識の啓発や職員研修の充実を進めるとともに、人事評価を通じた人材育成を図ります。
- ◆ 町政に対する理解と信頼を深めてもらうために、情報発信・情報公開を推進します。
- ◆ 近隣自治体との連携が有効的な行政サービスについては、広域的な連携協力を進めます。

現状と課題

- ◆ 平成27（2015）年の国連サミットで採択された17の国際目標から構成される「“誰一人取り残さない”持続可能な世界（社会）」の実現を目指す「SDGs」を原動力とした地方創生が求められています。地域社会と連携しながら、その実現に向けて施策を展開していく必要があります。
- ◆ ICT、ロボット、ドローンやAI等の技術を活用し、すべての人が快適に仕事や生活を過ごすことのできる「Society5.0」社会の実現が求められています。その実現に向けて、様々な分野で活用しようとしている民間企業や団体への支援を進めていく必要があります。
- ◆ 国が進めている地方自治体のデジタルトランスフォーメーション（D X）推進に沿って、システム標準化やオンライン申請導入を進め、既存の行政サービスや働き方を根本的に改革する必要があります。

- ◆ 人口減少による歳入の減少と高齢化による歳出の増加が予想され、今後はより一層厳しい財政状況が続くことが見込まれます。
- ◆ 本町が持続可能な行財政運営を推進するためには、事業の見直しを徹底し、必要な事業に重点的に資源を投入するとともに、高度化・多様化する行政需要に的確かつ迅速に対応する人材の育成と組織の構築が必要です。
- ◆ 町民との信頼関係を維持し、町民との協働によるまちづくりを進めるためには、必要な行政情報の発信や提供による情報の共有化が必要です。「広報くしもと」、町ホームページ等を効果的に活用し、より多くの人へ、より分かりやすく情報を届けることが重要です。
- ◆ 公共施設においても、学校統合、施設の集約化・高台移転による未利用施設が増加しており、これらについて、有効活用又は除却に取り組む必要があります。
- ◆ 今後、時代に合った効率的な行政運営を進めていく中で、広域的な諸課題に対応し、広域圏全体の発展に寄与できるように、県や近隣市町との連携協力を幅広く進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

行財政改革の推進	● 行財政検討委員会の運営	企画課
健全な財政運営	● 財政計画の策定 ● 安定財源確保への取組み(町税・使用料等)	企画課 税務課
人材の育成	● 職員研修の充実、人事評価を通じた人材育成	総務課
情報公開の推進	● 透明性の高い行政運営	全課
地域間連携の推進	● 広域行政の検討・推進	企画課

資料 編

【SDGs とは】

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界（社会）を実現するための17のゴールから構成され、地球上の“誰一人として取り残さない”ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも国をあげて積極的に取り組んでいます。

日本では、平成28（2016）年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、同12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し、政府が、地方自治体、あらゆる企業・団体などと連携・協力して推進しています。また、地方自治体に対して、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において「新しい時代の流れを力にする」という視点をもって、SDGsを原動力とした地方創生を推進する施策展開を求めています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【SDGs の 17 ゴールと自治体行政の関係】

一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

私たちのまちにとっての SDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン-(一部改)

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 餓餓をゼロに</p>	<p>2. 餓餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的に信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマで、この推進には市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底等市民対象の環境教育等を行うことで自治体はこの流れを加速させることができます。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体に大きな役割があるといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

